

令和5年12月22日

## 高梁市立学校給食センター再編方針

高梁市教育委員会

### 1. 学校給食センターの適正配置に関することについて

令和8年4月から高梁学校給食センターと川上学校給食センターを統合し、高梁学校給食センターと有漢学校給食センターの2センター体制とする。

なお、川上学校給食センターの就学前分については、成羽こども園で対応する。

また再編にあたっては現存の施設の利活用を基本と考え、高梁学校給食センター及び成羽こども園に必要な備品等の整備を行う。

有漢学校給食センターの再編については、今後の児童・生徒数の状況、学校園の再編の状況を考慮し高梁学校給食センターでの対応が可能となった場合に再編を行う。

#### 【理由】

施設の再編により、施設の維持管理経費・事業運営経費・人件費の削減が見込まれる。

また、今後の児童・生徒数の状況、学校園の再編の状況から、就学前を除く川上学校給食センターの小学校・中学校分については高梁学校給食センターでの対応が可能となり、成羽こども園においても川上学校給食センターの就学前分についての対応が可能となる令和8年4月に高梁学校給食センターと川上学校給食センターを統合する。

### 2. 学校給食の配送体制に関することについて

成羽こども園で対応する川上こども園と備中保育園の給食の配送については、高梁学校給食センターが配送業務を行う。また、配送体制については、現在の中学校区を基本とするが、今後の児童・生徒数の状況、学校園の再編の状況を考慮し検討していく。

#### 【理由】

就学前施設の配送については、現在川上学校給食センターで実施していることから、統合先である高梁学校給食センターで実施する。

### 3. その他適正配置等に関し必要と認められることについて

#### (1) 民間委託に関すること

学校給食は子どもたちにとって食に対する正しい知識、食べることの大切さ等を学ぶ大切な機会であることを踏まえ、子どもたちに安心・安全な給食の提供を行えるよう、委託業者の選定はプロポーザル方式とし令和8年4月から給食センター業務の民間委託を実施する。

また委託業者との連携や施設の運営が適切に図れるように栄養教諭・市職員の配置を行うことや、再編時に就労している会計年度任用職員の処遇について配慮する。

#### 【理由】

給食センターの職員については会計年度任用職員が構成員の7割を占めており、人員の確保が難しい状況であることから、民間委託を導入することにより安定的な人材確保・食の安全と衛生管理の徹底・人材管理の軽減・経費の削減などのメリットが考えられるため、再編にあわせて給食センター業務の民間委託を実施する。

また委託業者の選定をプロポーザル方式にすることにより、適正な業務内容の委託、栄養士免許・調理師免許などの資格要件を条件とすることが可能となる。

#### (2) 適正配置にかかる環境の整備に関すること

栄養教諭の食育指導の効率化及び充実、また職員の働き方改革も含めた業務改善のため、各学校給食センターのICT環境の整備を行う。

#### (3) 安心安全な給食の提供について

再編・民間委託を進めていくにあたっては、学校給食がもつ教育的意義や質の低下を招くことなく実施していく。

併せて食物アレルギーについては、文部科学省の指針により作成した学校給食における食物アレルギー対応マニュアルに基づき適切に対応する。